

広報・啓発状況について

1 京都市ホームページ「京都市情報館」での発信

(1) アクセス方法

京都市情報館[<http://www.city.kyoto.lg.jp/>] からアクセスできます。
[トップページ] → [市政情報] → [市の概要・紹介] → [市民憲章]

(2) 掲載内容

市民憲章本文，推進協議会の紹介，平成26年の推進テーマ，実践目標，啓発リーフレットなどの情報を掲載しています。

2 市民しんぶん全市版での掲載（別紙1）

平成26年6月1日号6面で，平成26年の「推進テーマ」及び「実践目標」について掲載しました。

3 市民しんぶん区版での掲載

平成26年7月15日号に各区版で，市民憲章推進者表彰について掲載しました。

4 ラジオ（KBSラジオ，α-station）による啓発の紹介

1日5回（1回30秒）スポットCMを放送（平成26年6月14日）

5 啓発リーフレット（別添）の作成，回覧

(1) 仕 様

A4版 4ページ 1色刷り

(2) 内 容

京都市市民憲章について，平成26年の推進テーマ及び実践目標を中心に市民に身近な行動例を添えて紹介しています。

(3) 配布方法

- ・市政協力委員を通じた全戸回覧（市民しんぶん8月1日号と同時配布）
- ・市庁舎案内所，区役所・支所のまちづくり推進課等で配布
- ・各市立学校（幼稚園，小学校，中学校，高等学校，総合支援学校）に送付

6 印刷物広報等への掲載

「きょうとシティグラフ」（別紙2），「京都市生活ガイドブック 暮らしのてびき」（別紙3）において，市民憲章5箇条を紹介しました。

7 報道

平成26年8月18日付 京都新聞（別紙4）



路状況などを加味した上で、出発地から目的地までの最適な移動経路と到着時刻が予測できることが最大の特長です。さらに、

皆さんは、歩くまち京都アプリ「バス・鉄道の達人」についてご存じでしょうか。アプリとは、スマートフォン(多機能携帯電話)などに取り込むことができるソフトのこと。このアプリは、京都にふさわしい「歩く」ことを中心としたまちと暮らしを築いていく市の取り組みの一環で、昨年8月に運用開始されたものです。公共交通をより便利に利用できるように、市内を運行する18社のバス・鉄道を組み合わせた乗換検索や主要な観光地の観光情報などが閲覧できます。市バスに搭載されているGPS(位置測定)機能を活用し、バスの走っている位置が分かるだけでなく、日本初となる、その日の道路状況などを加味した上で、出発地から目的地までの最適な移動経路と到着時刻が予測できることが最大の

特長です。さらに、

今月の取材テーマ 歩くまち京都アプリ「バス・鉄道の達人」

ここでは、京都の大学生が広報担当職員と一緒に作った企画・取材に基づき、市政情報や市施設の魅力を紹介します。



今月の取材チーム
同志社大学社会学部
河崎吉紀ゼミの皆さん

使って便利!! 歩くまち京都アプリ「バス・鉄道の達人」

取材後記

今回取材したアプリ以外にも、市では、「歩くまち・京都」の実現を目指し、公共交通の利便性向上策をはじめとするさまざまな取り組みを行っていることを知りました。歩いて楽しいまちの実現に向けて市全体で取り組むのは素晴らしいことですね。

問合せ

歩くまち京都推進室
☎ 222-3483 FAX 213-1064

京都ゆかりの著名人のインタビューや、とおきの京都情報なども閲覧可能で、これ一つで京都を満喫できるようになっています。

私たちは、実際にこのアプリを使って、市役所から金閣寺を目指してみることになりました。まず、一般的な乗換案内を使うには、現在地のバス停名と目的地のバス停名を入力しなければなりません。が、私たちは金閣寺の最寄りのバス停名を知りませんでした。しかし、目的地の入力欄に「金閣寺」と入力するだけで、アプリが最寄りのバス停を検索してくれます。これなら、初めて行く土地でも安心して使えます。また、アプリに表示された到着予測時間と実際にバスが到着した時間はほぼ一致しており、準に時刻表を基にした時間予測ではなく、GPS機能を用いて時間予測をしているため、精度の高さを感じることができました。

私たちは無事金閣寺に到着することができ、さらに、このアプリを用いて、金閣寺周辺の飲食店などの情報も入手できました。大変便利なので、お出かけの際には、この「バス・鉄道の達人」を使い、バスや鉄道を便利に利用してみたいかがでしょうか。

市民みんなの行動規範「市民憲章」

26年推進テーマ決定!

日本文化や美しい景観など京都らしきを守り育てよう
～世代を超え、京都に伝わる魅力を次世代に引き継ぐまちづくり～

市民の皆さんによって昭和31年に制定された「京都市市民憲章」は、京都のまちを美しく豊かにするために、市民一人一人が実践すべき行動や活動を掲げた身近なルールです。このほど、市民

の代表者などで構成される会議での審議を経て、平成26年の推進テーマと5つの実践目標を決定。併せて、今日から取り組める行動例も示しています。※ホームページ(16面下欄参照)でも紹介。

実践目標と行動例

自然やまちの美観を守り、緑豊かな美しいまちにしましょう

- 自転車の放置やごみの不法投棄をしない・させない。他

「DO YOU KYOTO? (環境にいいことしていますか?)」を合言葉に環境にやさしく豊かな暮らしを实践しましょう

- 歩く暮らしを大切にする。他

地域のつながりを大切に、みんなで支え合いながら、安心・安全に暮らせるまちをきずきましょう

- 近所付き合いを大切に、地域の行事や自治会・町内会に参加する。他

伝統、文化をはじめ、世界に誇る京都の財産を大切に守り伝えましょう

- 京都の伝統産業や伝統文化などに親しむ。他

国内外から訪れる人をおもてなしのこころで迎え、感動していただけるまちをきずきましょう

- 国内外から入浴する旅行者を手助けする。他

問合せ 広報担当 ☎ 222-3094 FAX 213-0286

京都市市民憲章

京都市市民憲章は、京都を美しく豊かにするために、市民の皆様の守るべき共通のルールとして、昭和31（1956）年5月3日に市民の皆様の手により制定されました。

- 「わたくしたち京都市民は、美しいまちをきずきましょう。」
- 「わたくしたち京都市民は、清潔な環境をつくりましょう。」
- 「わたくしたち京都市民は、良い風習をそだてましょう。」
- 「わたくしたち京都市民は、文化財の愛護につとめましょう。」
- 「わたくしたち京都市民は、旅行者をあたたくくむかえましょう。」

「歩くまち・京都」憲章

「歩くまち・京都」憲章は、市民・観光客の皆様、事業者、行政が一体となり「歩いて楽しいまち」を実現するための行動規範として、平成22（2010）年1月23日に制定されました。

- 「わたくしたち京都では、市民一人ひとりは、健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にします。」
- 「そして、市民と行政が一体となり、だれもが歩いて出かけたくなる道路空間と公共交通を整え、賑わいあるまちを創ります。」
- 「京都を訪れるすべての人が、歩く魅力を満喫できるようにします。」

京都はぐくみ憲章

「子どもと共に育む京都市民憲章」平成19年2月5日（育児・こころの未来の日）制定 3月13日 京都市会が憲章推進を決議

わたくしたちは、

- 「子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。」
- 「子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。」
- 「子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。」
- 「子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。」
- 「子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。」
- 「子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。」

姉妹都市・パートナーシティ



Pick Up

京都・西安友好都市提携40周年記念事業

本年5月、京都市と中国・西安市の友好都市提携40周年を記念し、両市の友好関係を深めるため、西安市書画訪日団が京都市役所を表敬訪問されました。藤田副市長は「国と国との関係が困難な課題を抱える今こそ、都市間交流が重要だ。地道な交流を積み重ね、両市の友好関係を発展させてまいりたい。」と述べました。

パラナシ市とのパートナーシティ提携意向書に調印

本年8月、京都迎賓館において、安倍晋三内閣総理大臣及びナレンドラ・モディインド共和国首相の立会いの下、本市とパラナシ市との間でパートナーシティ提携意向書に調印し、パートナーシティ提携に向け、両市間での交流促進を図り協力関係を強化していくことについて確認しました。



青島世界園芸博覧会を訪問

パートナーシティである中国・青島市で開催された「2014年青島世界園芸博覧会」における、京都の魅力を総合的に発信する「京都ウィーク」実施に伴い、門川市長が青島市を訪問しました。



京都市紋章

京都市の紋章は、昭和35（1960）年1月1日に制定されたもので、「京」の字を图案化したものに御所車を配し、金色と古銅を象徴する紫色の2色を用いています。

略章は、明治24（1891）年10月2日に制定された京都市章を、紋章の制定に伴い略章として用いているものです。



【略章】



【紋章】

京都市自治記念日

京都市が誕生したのは、日本に初めて市制が施行された明治22年のことです。この時、京都市をはじめ全国で39の市が誕生しましたが、京都、東京、大阪の三都市は、政治的な重要性から、「市制特例」により自治権を制約され、これにより京都市は独自の市長や市役所を持つことなく、京都府直轄の下、市制をスタートさせました。

こうした中、先人は、地域社会における自治を支える気概をもって、明治政府に対し力強い運動を繰り広げ、その結果遂に「市制特例」の撤廃という偉業を成し遂げ、市民の手によって市長を選任し、専任の市職員を置き、市役所が開庁されました。

この日が、明治31年10月15日であり、京都市が近代における自治権を獲得し、新たな時代を切り拓いていくこととなった記念すべき日として、10月15日を「自治記念日」としています。



京都市歌

一、みどりの風に色はえて
かおる都の花の宴
あおぐ山々うるわしく
ながる加茂の水清し
ひかりの都わが京都

二、世界を結ぶ観光の
都世紀の花あかり
栄えいやます日のもとに
平和の鐘が鳴りわたる
ひかりの都わが京都

三、歴史にめぐるあやにしき
虹の都の世をつきし
永久のおもかげ代々のあと
新たにいまもしのぼる
ひかりの都わが京都

作曲 藤山於菀路 作詞 諸井三郎

明るく元氣よく

京都市歌

Pick Up

同じ歌詞で始まる市歌と七条第三小校歌
作詞家の藤山於菀路は、京都市立七条第三小学校の校歌や藤山三枝子主演の映画「青春の歌」の主題歌なども作詞しています。七条第三小校歌は「緑の風」色はる」と、市歌と同じ歌詞で始まります。また、作詞は「文藝曲集」第1巻で知られる諸井三郎・諸井は文藝曲から室内楽まで幅広く手掛けていますが、東京工業大学の学歌なども作詞しています。

暮らしてびき

京都市生活ガイドブック

京都市の紋章



紋章 略章

京都市の紋章は、昭和35(1960)年1月1日に制定されたもので、「京」の字を図案化したものに御所車を配し、金色と古都を象徴する紫色の2色を用いています。略章は、明治24(1891)年10月2日に制定された京都市章を、紋章の制定に伴い略章として用いているものです。

京都市市民憲章

京都市市民憲章は、京都を美しく豊かにするために、市民の皆様を守るべき身近なルールとして、昭和31(1956)年5月3日に市民の皆様の手により制定されました。

- 一 わたくしち京都市民は、
美しいまちをきずきましよう。
- 一 わたくしち京都市民は、
清潔な環境をつくりましよう。
- 一 わたくしち京都市民は、
良い風習をそだてましよう。
- 一 わたくしち京都市民は、
文化財の愛護につとめましよう。
- 一 わたくしち京都市民は、
旅行者をあたたくむかえましよう。



京都市長

かど かわ たい さく
門川 大作

平成26年、世界的に大きな影響力を持つ旅行誌の読者投票で、京都は世界一の観光人気都市に選ばれました。多くの方々の真心込めたおもてなし、また京都の魅力を磨き高める御活動の賜物と大変嬉しく思っています。

同時に、訪れる人を更に魅了するまちをつくるには、そこに住む人が生き生きと快適に暮らせるまちづくりが重要。その思いの下、本市も防災、環境、教育、福祉など、暮らしに身近な分野の取組に全力を注いでいます。

この「暮らしのてびき」は、そうした毎日の生活に関わる制度やサービス、また京都ならではのまちの魅力などをまとめた冊子です。豊かで充実した毎日のお供として、ぜひ御活用ください。



京都市会議員

なか じら さんの すけ
中村 三久助

世界文化遺産をはじめ、多くの貴重な文化財が集積し、毎年たくさんの方が訪れる国際観光都市・京都は、優れた伝統産業はもとより、先端産業や多くの大学が集積する大都市でありながら、四季折々の美しい自然や歴史的景観を背景に、悠久の歴史と文化が、人々の暮らしの中に、今もお深く息づいており、市民の暮らしを彩っています。

私たち京都市会、市民の皆様代表として、このかけがえのない京都の素晴らしい魅力を大切に育み、地域の想いを実現するまちづくりに向けて、議会の役割を更に発揮して参ります。

この「暮らしのてびき」が、皆様の京都での暮らしをしっかりと支え、より充実した日々を過ごされますことを心からお祈りいたします。

京都市歌

作詞：藤山 於菟
作曲：藤井 三郎
昭和26(1951)年7月15日制定



- 1 みどりの風に色はえて
かおる都の花の姿
あわぐ山々うろわしく
ながるる加茂の水清し
ひかりの都わが京都
- 2 世界を結ぶ観光の
都世紀の花あかり
来えいやす日のもとに
平和の鐘が鳴りわたる
ひかりの都わが京都
- 3 歴史にめぐるあやにしき
虹の都の世つぎし
永久のおもかげ代々のあと
新たにいましのぼる
ひかりの都わが京都

国内^{こく内}外^{がい}から訪^{まじ}れる人^{ひと}をおもてなし^{おもてなし}のこ^ころ^ろで迎^{むか}え、
感^{かん}動^{どう}して^{して}いた^{いた}だ^だけ^ける^るま^まち^ちを^をき^きず^ずま^まし^しよ^う



京都の魅力を知ってもらおう！



今日から始める！行事例！

- 国内外から入洛される旅行者を
あたたかくサポートする
(海棠内を行う 等)
- 京都に守り伝えられる
日本の魅力を国内外から
訪れる人に伝える

市民憲章推進者の表彰

地域の美化活動や福祉ボランティア、青少年の健全育成、巨額行事の保存継承など、永年にわたって市民意識を率先して実行されている方々に対して、毎年京都市民から表彰が行われています。



本年は、6月5日に「ひと・まち交流館 京都」において個人199名、団体16団体が発影されました。

市民憲章推進會議の開催

学歴経験者や学校、PTA、女性団体、経済団は、労働団は、報道機関など、幅広い分野の市民の代表が集まり、市民憲章を推進するための方策等について、協議しています。



市民運動をはじめ、推進テーマや実践目標、行動例は、京都市ホームページにも掲載しています。

<http://www.city.kvoto.lg.jp/sogo/page/0000015596.html>

京都市民憲章推進会議

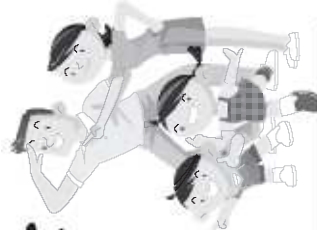
京都市総合企画局長 公室広報担当

【事務局】〒604-8571 中京区豊町通御池上る上本願寺部田488

電話: 075-222-3094 FAX: 075-213-0268

[illegible]

広げよう！市民憲章を
推進する実践の輪



昭和31年に市民の手により制定された「京都市民憲章」は、私たちのまち・京都を美しく豊かにするための市民の身近なルールとして重要な役割を果たしています。

京都市民憲章

わたたくしたち京都市民は、国際文化観光都市の市民である誇りをもって、わたたくしたちの京都市を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという白冠に立って、お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものであります。

- わたくしたち京都市民は、美しいまちをきぎずきましょう。
- わたくしたち京都市民は、清潔な環境をつくりましょう。
- わたくしたち京都市民は、良い風習をそだてましょう。
- わたくしたち京都市民は、文化財の愛護につとめましょう。
- わたくしたち京都市民は、旅行者をあたたかくむかえましょう。

昭和三十一年五月三日訓令

この市民憲章を日々の暮らしに生かし、より具体的な行動につなげていくために、毎年、「推進テーマ」と5つの「実効目標」を定め、身近に取り組める「行動例」を紹介し、取組を推進しています。

「市民力」、「地域力」などのあらゆる京都の力を合わせて、京都が誇る様々な魅力を、世代を超えて引き継ぐまごづくりを進めていきたいと思います。

平成26年の推進テーマ

日本文化や美しい景観など

京都らしさを守り育てよう

～世代を超え、京都に伝わる魅力を次世代に引き継ぐまちづくり～

「同意してください」

[illegible]

京都市

実践目標

自然やまちの美観を守り、
緑豊かな美しいまちにしましょう



「世界一美しいまち・京都」
をつくろう！

今日からはじめよう！(行動例)

- まちの美観を損ねる違反ビラや看板等を出さない・許さない
- 自転車の放置をしない・させない
(自転車をとめるときは駐輪場を利用する 等)
- 歩きタバコや吸殻(すいがら)などのポイ捨てをしない・させない



実践目標

「DO YOU KYOTO ?
(環境にいいことしていますか?)」を
合言葉に環境にやさしく豊かな暮らしを实践しましょう



リサイクルを
心がけよう！

今日からはじめよう！(行動例)

- 利用するエネルギーを節約する
(冷暖房を控え目に設定、家電製品の待機電力の節電、アイドリングストップの実践、省エネ製品の使用、クールスポットの利用 等)
- リサイクルに協力する
(プラスチック容器包装等ごみの分別の徹底、回収制度の活用 等)
- リデュース(ごみを出さない)を心掛ける
(生ごみの3キリ(食材の使いきり、食べきり、水きり)の実践 等)

実践目標

地域のつながりを大切に、みんなで
支え合いながら、安心・安全に
暮らせるまちなをきましよう



交通ルールを守ろう！

今日からはじめよう！(行動例)

- 自転車は歩行者の迷惑にならないよう交通ルールやマナーを守って運転する
(信号を守る、定められた車線を守って走行する、早めのライト点灯などを徹底し、スピードを控えて正しく乗る 等)
- 近所づきあいを大切に、自治会・町内会に加入する
(地域や家庭で積極的にあいざつを交わす、地域の行事や自治会・町内会に参加する 等)
- 子どもたちの安全を守る
(交通ルールの啓発活動、登下校時の児童への声掛け、いじめ・虐待のSOSサインを見逃さず学校・児童相談所や子ども支援センターに連絡する 等)

実践目標

伝統、文化をはじめ、世界に誇る
京都の財産を大切に守り伝えましょう



今日からはじめよう！(行動例)

- 文化財を守り残していく
(文化財を火災から守る 等)
- 京都の伝統産業や伝統文化等に親しむ
(日常生活の中で伝統産業製品を使う、大人も子どもも伝統芸能等を鑑賞する機会をもつ 等)



伝統産業製品を使おう！